

法人に係る利子割(地方税)廃止に関するお知らせ

## ≪法人のお客さま≫平成28年から地方税の取扱いが変わります

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割(預金利息等から特別徴収する地方税 5%)が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から 地方税の特別徴収を行いませんので、確定申告の際はご注意をお願いいたします。 なお、個人のお客さまにつきましては、変更ございません。

## 1. 対象となる預金

- (1) 普通預金
- (2) 通知預金
- (3) 納税準備預金(租税納付以外の目的で払戻した場合のみ)
- (4) 定期積金
- (5) 定期預金
- (6) 外貨定期預金

## 2. 法人のお客さまの源泉徴収について

普通預金、通知預金、納税準備預金は「平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息」より、定期積金、定期預金及び外貨定期預金は「平成28年1月1日以降の満期時及び中途解約時にお支払いする預金利息」より、地方税を特別徴収いたしません。

平成 27 年 12 月 31 日お支払分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払分
20.315%	15.315%
(内訳)国税 15.315%※+地方税 5%	(内訳)国税 15.315%※のみ

※上記国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が課されており、国税15.315%を源泉徴収いたします。

## 3. ご注意

- ・この内容は平成27年12月1日における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。
- ・最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいますようお願いいたします。
- ・個別具体的なケースに係る税務上の取扱いにつきましては、税理士または最寄りの税 務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以上

